**平成２４年（フ）第４８６号**
栃木県那須塩原市三区町532番地
債務者　塩澤　敏広
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月12日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２４年（フ）第４８８号**
栃木県下都賀郡野木町大字丸林397番地２
債務者　小林　シゲ
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月２日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２４年（フ）第１５３１号**
横浜市戸塚区原宿５丁目31番３―505号
債務者　佐々木トキ子
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１７５３号**
神奈川県藤沢市村岡東１丁目17番地の11　ＮＰＯ法人ピース村岡東寮、住民票上の住所神奈川県藤沢市村岡東１丁目17番地の11
債務者　古川　則彰
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第１８２５号**
横浜市青葉区もえぎ野28番地１　杉浦ビル303
債務者　楠　　久範
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第４１９号**
岡山市東区浅越256―24、住民票上の住所岡山県瀬戸内市長船町服部67番地
債務者　秋田　壽志
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第８３号**
栃木県佐野市伊賀町72　ブリッジハウス２Ｆ、住民票上の住所栃木県栃木市川原田町327番地　市営住宅1210号
債務者　柴田　なな
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月26日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

**平成２４年（フ）第３８６号**
静岡県御前崎市御前崎3435番地の１
債務者　杉山　敏子
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第３９０号**
静岡市葵区安倍口団地６番14―498号
債務者　西野　幸江
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月２日午前10時
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２４年（フ）第３６８号**
岡山市南区南輝２丁目１番10号　コーポオランジェ203号室、旧住所岡山市南区南輝１丁目７番９号　ペアシティ南輝105号室
債務者　福圍　典子
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第３９１号**
岡山市南区彦崎2826番地23、旧住所岡山市北区今保275番地９
債務者　尾高　茂之
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第４２３号**
岡山市東区益野町861―３
債務者　小林　早苗
1　決定年月日時　平成24年９月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２４年（フ）第３７号**
岩手県九戸郡軽米町大字上舘第１地割10番地２　田端アパート１階、住民票上の住所岩手県二戸市米沢字荒谷20番地16
債務者　高林　正名
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月13日午前11時30分
盛岡地方裁判所二戸支部

**平成２４年（フ）第１０６０２号**
東京都大田区大森本町１丁目９―９　小曽根方201
債務者　三好　俊次
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１０６０３号**
東京都大田区大森本町１丁目９―９　小曽根方201
債務者　三好　康子
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部